

山口市立中央図書館 一般行政(障がい者)(会計年度任用職員)について

R8.4.1採用

○ 勤務地

山口市立中央図書館(山口市中園町7番7号/JR山口線「湯田温泉駅」下車徒歩25分)

○ 募集対象

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方、または公的機関において知的障がい者であると判定された方。

○ 必要な資格

司書(取得見込み含む)資格保有者が望ましい

○ 勤務内容

図書館司書業務全般

例:資料整備業務、資料管理業務、可能であればレンタルを含むカウンター業務など

○ 勤務日数及び時間

変形労働時間制等:(1ヶ月)単位の変形労働時間制として、次の勤務時間の組み合わせによる。(この間に1時間の休憩時間をおく)

平日 午前8時30分から午後5時まで

土日 午前8時45分から午後5時15分まで

勤務日:4週間当たり16日

4週間を通じて1週間あたりの勤務時間は30時間とする

○ 休日

定例日:4週当たり8日、年末年始(12月29日～1月3日)

非定例日:その他(シフト表による)

○ 報酬

時間報酬額×勤務時間数(時給1,213円 ※変更となる場合あり)

健康保険、厚生年金、雇用保険 加入

○ 手当等

通勤手当 交通機関利用者または交通用具利用者に対し、

2km以上から通勤距離に応じて支給

退職手当 なし

期末手当 週の勤務時間が常勤職員の4分の3以上の場合に支給(6月、12月)

昇給 繼続して任用された場合は、経験年数を加算(上限あり)

○ 年次有給休暇

あり(要件あり)

○ 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

*勤務成績が良好な場合、再度任用される場合があります。